

山梨県手数料等収納用決済端末等設置に係る光回線導入等業務 一般競争入札の公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令167条の6第1項の規定により公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

山梨県手数料等収納用決済端末等設置に係る光回線導入等業務 一式

(2) 業務内容

山梨県手数料等収納用決済端末等設置に係る光回線導入等に係る業務。なお、詳細は、山梨県手数料等収納用決済端末等設置に係る光回線導入等業務に係る入札説明書によること。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和12年12月31日まで。

なお、この業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 履行場所

入札説明書 別紙「決済端末設置箇所一覧」のとおり。

2 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 参加資格要件

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

カ この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）の二に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県出納局会計課 出納決算担当
電話 055-223-1308 メールアドレス sui-kai@pref.yamanashi.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付方法
この公告の日から令和7年4月18日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで3の（1）の交付場所において交付する。
- (3) 入札参加資格確認申請書の提出方法
公告日の翌日から令和7年4月18日（金）までの県の休日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までに3の（1）に掲げる場所へ持参又は郵送すること。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果は、書面により通知する。
- (5) 開札の日時及び場所
令和7年4月25日（金）午後4時 山梨県庁別館1階入札室
（郵便番号400-8501山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号）
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (8) 落札者の決定方法
規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 長期継続契約

本業務に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であり、契約翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。